

第1回羽生市まちづくり自治基本条例委員会議事録

H26.9.26 201会議室

出席者 (敬称略)	委員 浜本、増田、荒木、趙、入江、斎藤(隆)、斎藤(淳)、田沼 (欠席 蜂須、三枝) 事務局 小菅、佐藤、荒木
	<p>1 開会(午後2時00分)</p> <p>2 委嘱書交付</p> <p>3 市長あいさつ</p> <p>4 委員自己紹介・事務局紹介</p> <p>5 羽生市まちづくり自治基本条例の概要 事務局説明</p> <p>6 委員長及び副委員長の互選およびあいさつ 事務局案を要請 委員長に入江委員、副委員長に荒井委員を推薦 事務局案を承認 就任のあいさつ</p> <p>7 講演 演題 「条例を見直すにあたって～条例を取り巻く環境の変化～」 講師 駒澤大学法科大学院 教授 趙 元済</p>

次第8 議事

委員長

ご講演ありがとうございました。

各委員におかれましては、ただいまのご講演を参考に、今後の見直しを進めていただきたいと存じます。

それでは、次第8 議事にまいります。

今後のスケジュールと洗出作業の方法について事務局の説明を求めます。

佐 藤

それでは、事務局から今後の見直しの方法について提案説明させていただきます。

方法につきましては、2点お諮りしたいと考えておりますが、いずれも見直しに関連しておりますので、一括説明させていただきます。

まず1点目は、当委員会の見直しのためのスケジュールでございます。

お手元の資料のうち、「羽生市まちづくり自治基本条例 見直し検討等スケジュール(案)」をご用意ください。

本案に掲載させていただいておりますとおり、見直しを進め、仮に条例改正となった場合には、来年3月定例市議会に改正条例案を上程し、新年度を迎える必要がございます。

したがいまして、3月議会上程を目標として検討を進めることになりますと、来年1月までには、改正条例案を作成する必要がございます。

以上のことから勘案しますと、本日第1回目の委員会を含め、計3回の委員会をもって、市長への報告を行うことが、適切な日程と考えております。

すなわち、事務局から見直しに係る提案1点目は、当委員会の開催回数を3回とするこ

第1回羽生市まちづくり自治基本条例委員会議事録

H26.9.26 201会議室

とについて、委員のみなさまにお諮りするものです。

次に、2点目は、委員会の開催回数を3回とすることをご可決いただいた場合の見直しの方法についてでございます。

本日、趙先生のご講演をお聴きになり、みなさまそれぞれ見直しのためのお考えをお持ちかと存じます。

しかしながら一方で、委員会開催の回数も制限されております。

そこで、お手元の資料のうち「羽生市まちづくり自治基本条例 見直し検討シート」をご用意させていただきました。

みなさまがお考えになる条例見直しの案を、本シートに洗出し、第2回委員会の開催までに総務課へご提出いただきたいと存じます。

見直し素案策定のお役に立てればと考えております。

事務局では、みなさまの見直し案を収集、整理し、内容を取りまとめたものを第2回委員会で資料として提示させていただきます。

続いて第2回委員会では、収集された見直し案を基に、具体的に報告書の素案を検討いただき、実際の報告書を作成する旨の議題としたいと考えております。

そして、第2回から第3回委員会開催までの間に、およそ1か月間パブリックコメントを実施します。その後第3回委員会では、寄せられたコメントの内容を協議し、報告書に反映、あるいは調整を図りながら、確定報告書にみなさまのご署名をいただきたいと考えております

最後に市長に報告書を提出した時点でみなさまの当委員会での任期は終了となる予定です。

以上、委員会の開催回数を3回とすること。そして3回とした場合の見直しの方法、特にパブリックコメント実施の可否等を含めて2点、いずれも慎重ご審議賜りますようお願い申し上げまして、事務局からの提案説明とさせていただきます。

ただいま事務局から説明ありましたが、当委員会は、本日を含めて3回で見直しを行い、その検討結果の報告書を取りまとめることについて、各委員のご意見を伺います。

当委員会の会議は、3回としてよろしいでしょうか。

事務局案には基本的に賛成だが、開催会議数は、3回ありきで進めるのではなく、3回で終了できない場合は、回数を増やす柔軟な対応をお願いしたい。

事務局としても、3回は目標であり、無理なときは回数にこだわらず柔軟な対応をさせていただきます。

ほかに意見はございますか。

それではただいま事務局から説明ありましたが、当委員会は、本日を含めて3回で見直しを行い、その検討結果の報告書を取りまとめることについて、各委員のご意見を伺います。

当委員会の会議は、3回、3回で終わりそうにないときは回数を増やすとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

斉藤(隆)

委員

小菅課長

委員長

第1回羽生市まちづくり自治基本条例委員会議事録

H26.9.26 201会議室

委員長

それでは、原則3回といたします。

次に、見直しの進め方について、ご意見やご質問はございますか。

(「異議なし」の声)

全委員に賛同していただきましたので、そのように取り扱いさせていただきます。

次第9 その他

次にその他でございますが、委員から何かご質問がございますか。

(「なし」の声)

委員長

事務局は何かございますか。

佐藤

事務局からは、2点、第2回委員会の開催日の調整と、見直しシートについてご連絡させていただきます。

まず、1点目、第2回委員会の開催は、現在、10月最終週から11月初旬にかけての開催で検討しております。

お手元の資料のうち「日程調整票」をご覧ください。

本日ご出席の委員のみなさまの中で、現段階で本票が作成できる方は、お帰りの際、ご提出をお願いいたします。

現段階で未定の方につきましては、10月8日(水)を締切として提出をお待ちしておりますので、よろしくお願ひします。

本日2名の欠席委員の都合と調整の上、改めて開催通知のご案内を申し上げます。

次に、2点目といたしまして見直しシートの提出についても、ご連絡を申しあげます。

本日より、みなさまには見直しシートの作成をお願いするわけでございますが、誠におそれいりますが、日程調整票と同じく10月8日までに見直しシートの提出をお願いします。内容を整理させていただきまして、第2回委員会の資料とさせていただきます。

また、シートは事前に5枚お渡ししておりますが、必要があれば、部数を増やしてお渡しすることも可能ですので、事務局にお申しつけください。

以上、日程調整票と見直し検討シートにつきまして説明申し上げましたが、1号委員から4号委員のみなさまには、お手元にお配りしました返信用封筒を御利用のうえ、事務局宛て送付くださいますようお願い申し上げます。

事務局からのその他連絡事項は以上でございます。

委員長

日程調整票と見直しシートをファックスで提出できるのであれば、ファックス番号を教えてほしい。

佐藤

ファックスでもお受けいたします。番号は048-563-2322です。

本日お渡しした返信用封筒、メール又はファックスでの送付をお待ちしております。

委員長

その他何かご質問ございますか。

増田委員

1つ質問があります。

「条例」の「例」と「法令」の「令」の違いを教えてほしい。

趙委員

条例は、地方公共団体が定める決まりで「例え」の「例」を使います。

第1回羽生市まちづくり自治基本条例委員会議事録

H26.9.26 201会議室

委員長

法令の「法」は、国会が定めるもの、法令の「令」は、政令や省令の「令」であり、内閣の命令が「政令」、各省の大蔵の命令が「省令」です。

ですから、「条例」の「例」に命令の「令」は使いませんし、その逆もありません。

ありがとうございました。わからないことがあれば、どんどん聞いたほうがいいですよ。全委員には、条例施行からこの5年の間に起きた環境の変化と条例を比較して、見直しシートの作成をお願いします。

ほかに何かございますか。

特にないようですのでこれをもちまして、議長の責務を終わらせていただきます。

ご協力ありがとうございました。役目を解かせていただきます。

小菅課長

ありがとうございました。

本日は、委員のみなさまには慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

また、第2回の委員会に向けて、みなさまの見直しの検討結果をお待ちしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

特に4年半前の施行から現在までいろいろな出来事が起きております。例えば宝塚市の事件ですとか、東日本大震災などあり、自助、共助、公助といった言葉も出てきております。こう言った部分にも見直しのための着目をいただき、洗い出しを進めていただけると良いかと思います。

それでは、これをもちまして、第1回目の委員会を閉じさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

閉会（午後4時30分）